

東京都板橋区児童福祉法の規定による指定障害児施設等の行政
処分等の実施に関する要綱

(令和4年6月16日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づき板橋区長（以下「区長」という。）が行う命令、指定の取消し及び指定の全部又は一部の効力の停止（以下「行政処分」という。）等を行う場合の基準と事務手続を明確にし、行政処分の手続の公正を確保するとともにその透明性の向上を図り、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者に対して的確に行政処分を実施することにより、もって区民の障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の制度への信頼の維持及び利用者の保護に資することを目的とする。

(基本方針)

第2条 区長は、法第21条の5の24第1項、第24条の17、第24条の36、第33条の18第6項及び第34条の6の規定による行政処分を行うに当たっては、当該行為の重大性及び悪質性について、公益侵害の程度、故意性、反復継続性及び組織性に着眼し検証を行うとともに、地域におけるサービス提供、基盤整備の状況、事業者の運営管理体制等を総合的に勘案して行う。

(用語の意義)

第3条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(命令)

第4条 区長は、法第21条の5の23第1項の規定に基づき勧告を受けた指定障害児通所支援事業者及び法第24条の16第1項の規定に基づき勧告を受けた指定障害児入所施設の設置者が、正当な理由なしに、その勧告に係る措置をとらなかった場合で必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2 区長は、法第21条の5の28第1項（法第24条の19の2において準用する場合を含む。）の規定に基づき勧告を受けた指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者が、正当な理由なしに、その勧告に係る措置をとらなかった場合で必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることがで

- きる。
- 3 区長は、法第24条の35第1項の規定に基づき勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由なしに、その勧告に係る措置をとらなかった場合が必要であると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
 - 4 区長は、法第24条の40第1項の規定に基づき勧告を受けた指定障害児相談支援事業者（法第24条の38第2項の規定による届出を受けた場合に限る。第6項において同じ。）が、正当な理由なしに、その勧告に係る措置をとらなかった場合が必要であると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
 - 5 第1項の勧告は、法第21条の5の23第1項各号に掲げる場合に該当する指定障害児通所支援事業者及び法第24条の16第1項各号に掲げる場合に該当する指定障害児入所施設の設置者に対し、区長が必要であると認める場合に、期限を定めて当該各号に定める措置をとるべきことを求めて行う。
 - 6 第2項及び第4項の勧告は、厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていない指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者に対し、区長が必要であると認める場合に、期限を定めて基準に従い適正な業務管理体制を整備すべきことを求めて行う。
 - 7 第3項の勧告は、法第24条の35第1項各号に掲げる場合に該当する指定障害児相談支援事業者に対し、区長が必要であると認める場合に、期限を定めて当該各号に定める措置をとるべきことを求めて行う。
 - 8 第5項から前項までに規定する勧告を行う場合の基準は、別表第1のとおりとする。
 - 9 区長は、勧告を受けた者が期限内にこれに従わなかった場合が必要であると認めるときは、法の規定に基づきその旨を公表する。
 - 10 区長は、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者が法第33条の18第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第3項の規定による調査を受けず若しくは調査を妨げたときは、期間を定めてその報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。
 - 11 区長は、障害児通所支援事業を行う者又は障害児相談支援事業を行う者が、法若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、その事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係

る児童の処遇につき不当な行為をしたとき、又は法第21条の7の規定に違反したときは、法第34条の6に基づきその者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

12 第1項から第4項まで、第10項及び第11項に基づく命令を行う場合の基準は、別表第2のとおりとする。

(指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止)

第5条 区長は、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者が別表3の基準に該当する場合が必要であると認めるときは、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止（以下「取消し等」という。）を行う。

(適用範囲)

第6条 区長が行政処分を行うときの手続については、行政手続法（平成5年法律第88号）、東京都板橋区行政手続条例（平成7年板橋区条例第31号）及び東京都板橋区聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年板橋区規則第80号。以下「区規則」という。）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(行政処分の手続の開始)

第7条 区長は、行政処分をすべき場合に該当すると認めるときは、行政処分の手続を開始し、その事案の調査結果の内容を記載した調書（以下「監査調書等」という。）を作成する。

(意見陳述)

第8条 区長は、行政処分を行うときは、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める意見陳述のための手続を執るものとする。

- (1) 取消し等を行うとき、又は区長が相当と認めるとき 聴聞
- (2) 前号に該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

- (1) 公益上、緊急に行政処分をする必要があるため、前項各号に掲げる意見陳述のための手続を執ることができないとき。
- (2) 法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている行政処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。
- (3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないこ

とを理由として当該基準に従うべきことを命ずる行政処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

- (4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する行政処分をしようとするとき。
- (5) 当該行政処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため、当事者となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして行政手続法施行令（平成6年政令第265号）で定める処分をしようとするとき。

（聴聞）

第9条 区長は、聴聞を行おうとするときは、その期日の1週間前の日までに当事者に対し、聴聞通知書（区規則第4条第1項に規定する聴聞通知書をいう。）を交付して通知する。

- 2 区長は、当事者の所在が判明しない場合は、前項の規定による通知を、聴聞告示書（区規則第4条第2項に規定する聴聞告示書をいう。）を掲示場（東京都板橋区公告式条例（昭和47年板橋区条例第27号）第2条に規定する掲示場をいう。以下同じ。）に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知が当事者に到着したものとみなす。
- 3 聴聞は、福祉部生活支援課長が主宰する。ただし、福祉部生活支援課長が主宰できないときは、当該行政処分事案を所管する課長以外の課長で福祉部長が指名する者がこれを主宰する。
- 4 聴聞の主宰者は、当事者以外の者であって、当該行政処分に利害関係を有すると認められる者に対し、当該聴聞手続に参加することを求め、又は当該聴聞手続に参加することを許可することができる。
- 5 聴聞の主宰者は、聴聞の期日における審理が行われた場合には期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに、聴聞の審理の経過を記載した聴聞調書（区規則第14条に規定する聴聞調書をいう。以下同じ。）を作成し、聴聞終結後、行政処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した聴聞報告書（区規則第15条に規定する聴聞報告書をいう。以下同じ。）を作成する。
- 6 聴聞の主宰者は、当事者又は参加人の求めに応じ、聴聞調書及び聴聞報告書を閲覧させることができる。

（弁明の機会の付与）

第10条 区長は、弁明の機会を設けるときは、当事者に弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出させてこれを行うものとする。

2 弁明の機会を設けるときは、弁明書の提出期限の1週間前の日までに、当事者に対し弁明の機会の付与通知書（区規則第17条に規定する弁明の機会の付与通知書をいう。）を交付して通知する。

3 区長は、当事者の所在が判明しない場合は、前項の規定による通知を、次の各号に掲げる事項を記載した書面を掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を行った日から起算して2週間を経過したときに、当該通知が当事者に到着したものとみなす。

(1) 当事者の名称又は氏名

(2) 弁明書の提出先及び提出期限

(3) 前項の弁明の機会の付与通知書をいつでも当事者に対し交付する旨
(行政処分の決定)

第11条 区長は、行政処分の決定に当たっては、聴聞調書及び聴聞報告書又は弁明書の内容を十分に考慮する。

(通知)

第12条 区長は、行政処分を行うことを決定したときは、当事者に対し、当該行政処分の内容、根拠となる法令の条項及び当該行政処分の理由を明記した通知書を交付する。

(事実の公表等)

第13条 区長は、行政処分を行った場合は、その旨公示し、公表し、東京都その他関係機関に通知するものとする。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

児童福祉法の規定により勧告を行う場合の基準

- 1 板橋区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱（平成20年8月21日区長決定）に基づく監査等の結果、次に該当するとき。

(1)	<p>（指定障害児通所支援事業者：法第21条の5の23第1項）</p> <p>① 指定障害児通所支援事業者が、当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について法第21条の5の19第1項の板橋区の条例で定める基準に適合していないとき。</p> <p>② 法第21条の5の19第2項の板橋区の条例で定める設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害児通所支援の事業の運営をしていないとき。</p> <p>③ 法第21条の5の19第4項に規定する便宜の提供を適正に行っていないとき。</p>
(2)	<p>（指定障害児通所支援事業者：法第21条の5の28第1項）</p> <p>指定障害児通所支援事業者が、法第21条の5の26第1項の厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるとき。</p>
(3)	<p>（指定障害児入所施設の設置者：法第24条の16第1項）</p> <p>① 指定障害児入所施設の設置者が、当該指定障害児入所施設等の従業者の知識若しくは技能又は人員について法第24条の12第1項の板橋区の条例で定める基準に適合していないとき。</p> <p>② 法第24条の12第2項の板橋区の条例で定める設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害児入所施設の運営をしていないとき。</p> <p>③ 法第24条の12第5項に規定する便宜の提供を適正に行っていないとき。</p>
(4)	<p>（指定障害児入所施設の設置者：法第24条の19の2）</p> <p>指定障害児入所施設の設置者が、法第24条の19の2において準用する法第21条の5の26第1項の厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるとき。</p>

(5)	<p>(指定障害児相談支援事業者：法第24条の35第1項)</p> <p>① 指定障害児通所支援事業者が、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について法第24条の31第1項の厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。</p> <p>② 法第24条の31第2項の厚生労働省令で定める運営に関する基準に従って適正な指定障害児相談支援の事業の運営をしていないとき。</p> <p>③ 法第24条の31第3項に規定する便宜の提供を適正に行っていないとき。</p>
(6)	<p>(指定障害児相談支援事業者：法第24条の40第1項)</p> <p>指定障害児相談支援事業者が、法第24条の38第1項の厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるとき。</p>

2 上記と同様の状態であると認められるとき。

別表第2（第4条関係）

児童福祉法の規定により命令を行う場合の基準

(1)	<p>（指定障害児通所支援事業者：法第21条の5の23第3項） 法第21条の5の23第1項の規定による勧告を受けた指定障害児通所支援事業者が、正当な理由なしに、その勧告に係る措置をとらなかったとき。</p>
(2)	<p>（指定障害児通所支援事業者：法第21条の5の28第3項） 法第21条の5の28第1項の規定による勧告を受けた指定障害児通所支援事業者が、正当な理由なしに、その勧告に係る措置をとらなかったとき。</p>
(3)	<p>（指定障害児入所施設の設置者：法第24条の16第3項） 法第24条の16第1項の規定による勧告を受けた指定障害児入所施設の設置者が、正当な理由なしに、その勧告に係る措置をとらなかったとき。</p>
(4)	<p>（指定障害児入所施設の設置者：法24条の19の2において準用する法第21条の5の28第3項） 法第24条の19の2において準用する法第21条の5の28第1項の規定による勧告を受けた指定障害児入所施設の設置者が、正当な理由なしに、その勧告に係る措置をとらなかったとき。</p>
(5)	<p>（指定障害児相談支援事業者：法第24条の35第3項） 法第24条の35第1項の規定による勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由なしに、その勧告に係る措置をとらなかったとき。</p>
(6)	<p>（指定障害児相談支援事業者：法第24条の40第3項） 法第24条の40第1項の規定による勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由なしに、その勧告に係る措置をとらなかったとき。</p>
(7)	<p>（指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者：法第33条の18第4項） 指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者が、法第33条の18第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第3項の規定による調査を受けず、若しくは調査を妨げたとき。</p>

(8)	<p>(障害児通所支援事業を行う者又は障害児相談支援事業を行う者：法第34条の6)</p> <p>① 障害児通所支援事業を行う者又は障害児相談支援事業を行う者が、法若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、その事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたとき。</p> <p>② 障害児相談支援事業を行う者が、法第21条の7の規定に違反したとき。</p>
-----	---

別表第3（第5条関係）

児童福祉法の規定により指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止を行う場合の基準

<p>(1)</p>	<p>(指定障害児通所支援事業者：法第21条の5の24第1項)</p> <p>① 指定障害児通所支援事業者が、法第21条の5の15第3項第4号から第5号の2まで、第13号又は第14号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>② 指定障害児通所支援事業者が、法第21条の5の18第3項の規定に違反したと認められるとき。</p> <p>③ 指定障害児通所支援事業者が、当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、法第21条の5の19第1項の板橋区の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>④ 指定障害児通所支援事業者が、法第21条の5の19第2項の板橋区の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定通所支援の事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>⑤ 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>⑥ 指定障害児通所支援事業者が、法第21条の5の22第1項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>⑦ 指定障害児通所支援事業者又は当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者が、法第21条の5の22第1項の規定により出頭を求められてこれに応じず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児通所支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>⑧ 指定障害児通所支援事業者が、不正の手段により法第21条の5の3第1項の指定を受けたとき。</p>
------------	---

	<p>⑨ 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児通所支援事業者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>⑩ 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児通所支援事業者が、障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>⑪ 指定障害児通所支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p>
(2)	<p>(指定障害児入所施設の設置者：法第24条の17)</p> <p>① 指定障害児入所施設の設置者が、法第24条の9第3項において準用する法第21条の5の15第3項第4号から第5号の2まで、第13号又は第14号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>② 指定障害児入所施設の設置者が、法第24条の11第3項の規定に違反したと認められるとき。</p> <p>③ 指定障害児入所施設の設置者が、当該指定障害児入所施設の従業者の知識若しくは技能又は人員について、法第24条の12第1項の板橋区の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>④ 指定障害児入所施設の設置者が、法第24条の12第2項の板橋区の条例で定める指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害児入所施設の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>⑤ 障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>⑥ 指定障害児入所施設の設置者又は当該指定障害児入所施設の長その他の従業者（次号において「指定入所施設設置者等」という。）が、法第24条の15第1項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>⑦ 指定入所施設設置者等が、法第24条の15第1項の規定により出頭を求められてこれに応じず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定に</p>

	<p>よる立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定障害児入所施設の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児入所施設の設置者又は当該指定障害児入所施設の長が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>⑧ 指定障害児入所施設の設置者が、不正の手段により法第24条の2第1項の指定を受けたとき。</p> <p>⑨ 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児入所施設の設置者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>⑩ 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児入所施設の設置者が、障害児入所支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>⑪ 指定障害児入所施設の役員又は当該指定障害児入所施設の長のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障害児入所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p>
(3)	<p>(指定障害児相談支援事業者：法第24条の36)</p> <p>① 指定障害児相談支援事業者が、法第24条の28第2項において準用する法第21条の5の15第3項第5号、第5号の2又は第13号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>② 指定障害児相談支援事業者が、法第24条の30第3項の規定に違反したと認められるとき。</p> <p>③ 指定障害児相談支援事業者が、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、法第24条の31第1項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>④ 指定障害児相談支援事業者が、法第24条の31第2項の厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定障害児相談支援の事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>⑤ 障害児相談支援給付費の請求に関し不正があったとき。</p>

	<p>⑥ 指定障害児相談支援事業者が、法第24条の34第1項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>⑦ 指定障害児相談支援事業者又は当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者が、法第24条の34第1項の規定により出頭を求められてこれに応じず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>⑧ 指定障害児相談支援事業者が、不正の手段により法第24条の26第1項第1号の指定を受けたとき。</p> <p>⑨ 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、法その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>⑩ 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>⑪ 指定障害児相談支援事業者の役員又は当該指定に係る障害児相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p>
(4)	<p>(指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者：法第33条の18第6項)</p> <p>指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者が、法第33条の18第4項の規定による命令に従わないとき。</p>